

三豊市監査委員告示第 6 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助
団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9
項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 10 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

令和 2 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 59 号
令和 2 年 7 月 6 日

三 豊 市 長 山下 昭史 様
三豊市議会議長 為広 員史 様

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

令和 2 年度財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

（1）三豊市観光振興団体補助金（所管課 政策部産業政策課）

平成30年度三豊市観光振興団体補助金 20件 56,281,592円の内、抽出による下記3件

補助金交付団体	たくま港まつり協賛会	仁尾竜まつり実行委員会	仁尾八朔人形まつり実行委員会
平成30年度補助金額	5,054,000円	1,872,000円	2,244,000円

（2）公の施設の管理を行う指定管理者

公の施設の名称	三豊市詫間町松崎コミュニティセンター	不動の滝カントリーパーク
所在地	三豊市詫間町松崎 717 番地 1	三豊市豊中町岡本字滝の上 3567 番地 6
指定管理者	特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間	特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中
指定管理者の選定方法	公募	非公募
指定期間	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで
平成30年度指定管理料	2,458,000円	4,550,000円
所管課	総務部管財課	建設経済部都市整備課

第4 監査の着眼点

財政援助団体等へ支出された公金の出納その他の事務について、適正かつ効率的に執行されているか、条例・規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができているか、さらに指定管理者においては協定書等に基づいた適切な施設管理等ができているかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

当該監査対象の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき検査・照合を行うほか、監査当日は所管課職員から説明を聴取し実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 日 程 令和2年4月15日から令和2年5月25日まで

第7 監査の結果

監査の結果、補助金等財政援助に係る所管課及び監査対象団体の出納その他の事務については、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について改善の必要性を認める。今後、事務の執行にあたっては、改善すべき事項に十分留意すること。

また、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行った。

監査の結果については、「改善事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」としてまとめており、改善事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

【改善事項】

(1) 規則の遵守について（産業政策課）

三豊市補助金等の交付手続等に関する規則第6条では、補助事業等着手・完了届について、「補助事業等に着手したとき、及び当該事業等が完了したときは、直ちに市長に提出しなければならない」と定められている。しかし、一部の団体で完了届の提出に日数を要したものがあつた。

今後は規則を遵守し、適切な時期に提出するよう指導すること。

(2) 行政文書の適正な管理について（都市整備課）

指定管理者の指定を告示する際の起案文書について、三豊市行政文書管理規程別表第2（第40条関係）の文書保存年限区分表では、保存年限は30年となっているが、3年となっていた。

規程に基づく適正な事務処理を行うこと。

【意見】

(1) 三豊市観光振興団体補助金（産業政策課）

ア 補助金の確実な使途確認について

補助金交付団体が実績報告書と併せて提出する、領収書等証拠書類の写しに不備が見受けられた。補助金を交付している所管課として提出書類の厳重なチェックをしていただきたい。

(2) 三豊市詫間町松崎コミュニティセンター指定管理者（管財課）

ア 協定書等への具体的な記載について

三豊市詫間町松崎コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書第16条第1項に「事業報告書を月次、四半期、事業年度終了後に作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない」とあるが、提出期日が明記されていなかった。

基本協定書や仕様書等は、できるだけ指定管理者が戸惑わないような記載方法をお願いしたい。

イ 現金管理のルール化について

現金出納について、特定の担当者1人による事務処理が常態化しているとのことである。このような状態は、現金管理における不正等のリスクを含むことになる。

こういったリスクを回避するためにも、指定管理者制度の所管課（財政経営課）において、現金管理のルール化を検討していただきたい。

(3) 不動の滝カントリーパーク指定管理者（都市整備課）

ア 個人情報保護、情報公開の法令遵守体制について

指定管理者から提出された事業計画書には「個人情報保護法令、三豊市情報保護条例を遵守し、それに基づく施設内規程の策定」とある。法令遵守の体制については事業計画書に記載があるが、現状として個人情報の提供がなく内規は策定されていないとのことである。

内規の策定については、個人情報保有の有無に関わらず行うことが望ましい。

イ 領収書の交付について

不動産の滝カントリーパーク管理業務仕様書では、有料施設利用料金の徴収時には利用者に領収書を交付することになっているが、交付されていなかった。

仕様書に記載されている内容については、確実に実行するよう指導されたい。

ウ 指定管理料の明確な使途把握について

指定管理料が内容不明のまま、指定管理者の別会計に「経費振替」されていた。指定管理料は、基本協定書にもあるように「管理業務の実施に要する費用」として支払われているものである。

今後は管理料が、確実に管理業務のために使われているか振替内容の把握をされたい。

(4) 指定管理者制度におけるモニタリングについて（管財課・都市整備課）

今回の監査では、指定管理者が作成した事業報告書に提出日遅延、不明な報告数字などが見受けられた。また、市における履行確認について、適正な決裁が取れていないケースもあった。

今後は、モニタリング指針に基づいた事務処理をされたい。

指定管理者制度のモニタリングについては昨年度、指針が制定された。1年経過し、これに沿った事務処理が浸透してきたものと思われる。このような中、令和2年4月には、三豊市指定管理者評価委員会設置条例が施行され、第三者による客観的な評価を行うこととなった。

今後は、市の評価に加え、第三者の評価も十分に活用し、指定管理者のサービス水準のより一層の向上を期待するものである。